

建設工事【業種別発注基本表】 令和5年6月1日～令和6年5月31日

	設計金額 (予定価格)	基本条件						
		所在地	経審点数	完成工事高	同種工事	技術者資格	技術者専任	特定許可
土木	7,000万円～15,000万円未満	市内	● 730～ (1,200)～	●	●	●	●	●
		準市内	～	●	●	●	●	●
		県内	～	●	●	●	●	●
	3,500万円～7,000万円未満	市内	● 650～	●	●	●	注6	注2
		準市内	～	●	●	●	注6	注2
		県内	～	●	●	●	注6	注2
	1,500万円～3,500万円未満	市内	● 510～	●	●	●		
		準市内	～	●	●	●		
		県内	～	●	●	●		
	250万円～1,500万円未満	市内	● ～729	●	●	注3		
		準市内	730点以上の一般 許可業者を含む	●	●	注3		
		県内	～	●	●	注3		
50万円～250万円未満	市内	● ～649	●	注4				
	準市内	～	●	注4				
	県内	～	●	注4				
建築	10,000万円～15,000万円未満	市内	● 710～ (900)～	●	●	●	●	●
		準市内	～	●	●	●	●	●
		県内	～	●	●	●	●	●
	7,000万円～10,000万円未満	市内	● 630～	●	●	●	注6	●
		準市内	～	●	●	●	注6	●
		県内	～	●	●	●	注6	●
	1,500万円～7,000万円未満	市内	● 550～	●	●	●		
		準市内	～	●	●	●		
		県内	～	●	●	●		
	250万円～1,500万円未満	市内	● ～709	●	●			
		準市内	710点以上の一般 許可業者を含む	●	●			
		県内	～	●	●			
50万円～250万円未満	市内	● ～629	●	注4				
	準市内	630点以上の一般 許可業者を含む	●	注4				
	県内	～	●	注4				
電気	5,000万円～15,000万円未満	市内	● 450～ (1,000)～	●	●	●	●	注2
		準市内	～	●	●	●	●	注2
		県内	(1,100)～	●	●	●	●	注2
	3,500万円～5,000万円未満	市内	● 450～ (1,000)～	●	●	●	注6	注2
		準市内	～	●	●	●	注6	注2
		県内	～	●	●	●	注6	注2
	1,500万円～3,500万円未満	市内	● 450～	●	●	●		
		準市内	～	●	●	●		
		県内	～	●	●	●		
	250万円～1,500万円未満	市内	● 450～	●	●	注3		
		準市内	～	●	●	注3		
		県内	～	●	●	注3		
50万円～250万円未満	市内	● ～999	●	注4				
	準市内	～	●	注4				
	県内	～	●	注4				

(別表)

所在地	市内	桑名市内にある本社、本店で桑名市入札参加資格者名簿に登録されていること。
	準市内	本社又は本店が桑名市外にあるが、桑名市内にある支社、支店又は営業所等で桑名市入札参加資格者名簿に登録されていること。
	県内	桑名市を除く三重県内にある本社、本店、支社、支店又は営業所等で桑名市入札参加資格者名簿に登録されていること。
	県外	三重県外にある本社、本店、支社、支店又は営業所等で桑名市入札参加資格者名簿に登録されていること。
経審点数	経営事項審査結果の総合評定値が「業種別発注基本表」で示す数値を満たしていること。 審査基準日が令和3年10月1日から令和4年9月30日までのものであること。(注)	
完成工事高	発注業種において経営事項審査結果の完成工事高(2年又は3年平均)が予定価格(税抜き)の1/2以上あること。	
同種工事	発注公告で示された同種工事について、過去15年以内(平成20年度以降。但し、令和6年度の発注は平成21年度以降。)の官公庁が発注した案件(受注形態:元請)の施工実績を有していること。	
技術者資格	発注業種に適する国家資格2級以上の主任(監理)技術者を配置できること。(国家資格の種別は、各発注公告で示すものとする。)	
技術者専任	主任(監理)技術者を専任配置できること。	
特定許可	発注業種に関して建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規程による特定建設業許可を有していること。	

注1 新規登録業者等で指定した期間内の経営事項審査結果を得ていないが、令和4年10月1日以降の審査基準日にかかる有効な経営事項審査結果を得ている場合は、総合評定値に関係なく次のとおり取り扱うこととする。

① 経営事項審査結果の総合評定値に関わらず「1点」として取り扱う。

② 予定価格250万円未満の案件に限り入札参加を認める。ただし、過去15年以内に官公庁元請けの施工実績を有していること。

注2 合併、分割及び建設業の譲受(以下「合併等」という。)を行った法人等で、通達(「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」平成20年3月10日国総建第309号、「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」平成20年3月10日国総建第313号及び「建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」平成20年3月10日国総建第311号)の規定に基づく経営事項審査を受審した法人等にあつては、合併等の期日をもって、桑名市発注公告に定める審査基準日とする。

注3 会社更生法及び民事再生法の規定に基づく手続き開始又は手続きの開始の申し立てがなされている法人等で、通達(「経営再建中の建設業者に係る建設業法上の事務の取扱いについて」平成12年6月1日建設省経建発第111号)の規定に基づく経営事項審査を受審したのち、入札参加資格の再審査の認定を受けた法人等にあつては、経営事項審査で認定された審査基準日をもって、桑名市発注公告に定める審査基準日とする。